

岩手県告示第 522 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成 20 年 7 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 築川

2 指定区間

(1) 左岸 盛岡市川目第 9 地割 171 番 3 地先（下川目橋）から北上川合流点まで

(2) 右岸 盛岡市川目第 10 地割 47 番 1 地先（下川目橋）から北上川合流点まで